

地域医療介護総合確保基金を活用した平成 28 年度事業の取組結果と 平成 29 年度事業における取組目標について

1. 平成 28 年度における県の定量的な目標値

<医療関係>

- ・ 医師数（人口 10 万対） 207.3 人【H26 医師・歯科医師・薬剤師調査】
→ 233.6 人
- ・ 看護師数（人口 10 万対） 817 人【平成 26 年衛生行政報告例】
→ 855.2 人
- ・ 回復期リハビリテーション病床数（人口 10 万対）
53.7 床【回復期リハビリテーション病棟協会調査】
→ 60.1 床
- ・ 訪問診療件数（人口 10 万対） 2,885 件以上

<介護関係>

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設 3 施設（87 床）
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 事業所
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター 1 事業所
- ・ 認知症高齢者グループホーム 6 事業所
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 3 事業所
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 事業所
- ・ 県福祉人材センターの事業による介護事業所等への就職者数 550 名
- ・ 認知症初期集中支援チーム設置市町数 14 市町
- ・ 生活支援コーディネーター設置市町数 14 市町

2. 目標の達成状況

<医療関係>

- ・ 医師数（人口 10 万対）は、結果データが未公表のため不明。
- ・ 看護師数（人口 10 万対）は、目標 855.2 人に対して **868.5 人** でした。ただし、平成 28 年調査の全国平均値は **905.5 人** でした。
【平成 28 年衛生行政報告例】
- ・ 回復期リハビリテーション病床数（人口 10 万対）は、目標 60.1 床に対して **61.8 床** でした。

【厚生労働省「診療報酬施設基準（平成 29 年 4 月 1 日現在）」】

- ・ 訪問診療件数（人口 10 万対）は、目標値 2,885 件以上に対して 2,304 件 でした。

【厚生労働省 NDB 平成 26 年度診療分】

<介護関係>

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設は、目標 3 施設（87 床）を達成しました。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、目標 2 事業所を達成しました。
- ・ 認知症対応型デイサービスセンターは、目標 1 事業所を達成しました。
- ・ 認知症高齢者グループホームは、目標 6 事業所に対し、5 事業所でした。
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所は、目標 3 事業所に対し、2 事業所でした。
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所は、目標 1 事業所を達成しました。
- ・ 県福祉人材センターの事業による介護事業所等への就職者数は、目標 550 名に対して 537 名 でした。
- ・ 認知症初期集中支援チーム設置市町数は、目標 14 市町に対し、22 市町 となりました。
- ・ 生活支援コーディネーター設置市町数は、目標 14 市町に対し、17 市町 となりました。

3. 平成 28 年度の主な取組内容

<医療関係>

- ・ 急性期から回復期、慢性期に至る一連のサービスを地域において提供する体制の整備を進めるため、県内で不足する回復期リハビリテーション病棟を整備する医療機関に対して補助を行いました。
- ・ 在宅医療については、在宅医療事例報告会を開催し、地域の在宅医療を支える多職種間の連携強化を図りました。また、郡市医師会が取り組む地域の在宅医療の体制整備に向けた取組を支援し、市町の在宅医療体制づくりを促進するとともに、訪問看護事業所と医療機関の看護師が相互の看護の現状・課題・専門性を理解することで、在宅医療推進のための連携強化を図りました。
- ・ 医師の確保については、地域医療支援センターにおいて若手医師のキャリア形成を支援する環境を整備したところ、県内の病院で後期臨床研修を

受ける医師は219人となり、順調に増加しています。また、将来県内で勤務する意思のある医学生に修学資金を貸与する事業では、これまで587名に対し修学資金を貸与したことから、中長期的な視点で医師の安定確保につながる体制が確保できました。

看護職員については、その確保・育成を図るため、看護師等養成所への運営支援等を実施するとともに、身近な地域で復職支援を受けられるようナースセンターのサテライト事業所を設置するなど、円滑な復職に向けた支援に取り組みました。

<介護関係>

- ・ 市町介護保険事業計画による地域密着型介護老人福祉施設や認知症高齢者グループホーム等の施設整備に対し補助をし、認知症高齢者や中重度の要介護者、一人暮らしの者が、住み慣れた地域で今までの生活が維持できるサービス事業所の整備が進んだと考えます。

また、特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修事業により、個人の尊厳に対する配慮ができ、入所者が安心して生活を送っていただくための整備が進んだと考える。

- ・ 県福祉人材センターに配置したキャリア支援専門員による求人と求職のマッチング支援等により、537名の介護人材が確保され、また、介護人材の確保に取り組む市町・介護関係団体等への支援することで、介護人材の確保が図られました。
- ・ 介護職員の資質向上につながる研修を実施する職能団体等への支援や、介護職員の研修受講経費を支援することで、介護職員の資質向上が図られました。

4. 平成 29 年度における県の取組目標

<医療関係>

本県では、平成 28 年度末に地域医療構想を策定し、今後は将来の医療需要をみすえた医療機能の分化・連携を進めていきます。また、安心して暮らすことのできる地域づくりの観点からも、在宅医療、地域包括ケアシステムの構築を進めていくことします。

なお、本県においては、医療従事者数（人口 10 万対）が全国下位に位置しているなど、その確保が極めて重大な課題であることから、これまでの取組をふまえ、さらに医療従事者の県内定着を図るとともに、特に看護職員については離職者の復職支援にも重点を置いて、各種事業を展開していくことが必要です。

平成 29 年度計画では、こうした地域の現状等をふまえ、地域医療構想で記載する平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数の他、医師数および看護師数については全国平均値を、訪問診療件数は医療計画目標値をめざすこととします。また新たに、訪問歯科診療件数も指標に加え、全国平均値を目標とします。

【定量的な目標値】

- ・地域医療構想で記載する平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - 高度急性期 1,422 床
 - 急性期 4,259 床
 - 回復期 4,378 床
 - 慢性期 3,525 床
- ・医師数（人口 10 万対） 207.3 人 → 233.6 人
- ・看護師数（人口 10 万対） 868.5 人 → 905.5 人
- ・訪問診療件数（人口 10 万対） 2,304 件 → 2,561 件（6 か月）
- ・訪問歯科診療件数（人口 10 万人対） 151.3 件 → 335.0 件（1 か月）

また、本県では、平成 29 年度から回復期病棟整備等事業を充実させるとともに、以下のとおり新規事業を実施していくことにより、医療機能の分化・連携および在宅医療、地域包括ケアシステムの構築等に注力していきます。

【昨年度から増額した事業】

- 回復期病棟整備等事業
（回復期病棟への転換に対する補助等）
（H28）120,722 千円 ⇒（H29）312,125 千円

【主な新規事業】

- 移動型調剤研修施設（モバイルファーマシー）整備事業
（薬剤師の無菌製剤調製技術の向上に資する、移動可能な調剤研修車両購入費に対する補助）
- コミュニケーション支援事業
（難病医療拠点病院等に対する、意思伝達装置の整備支援、講習会及び患者支援の講師派遣を実施）
- 意思伝達装置使用サポート事業
（言語機能が著しく低下し、意思伝達装置の利用を希望する者に対する操作方法の指導、無償貸出、購入後の使用調整等）

<介護関係>

本県の高齢化率は、平成28年10月1日現在で28.5%となっており、将来においても全国平均を上回って推移すると推計されています。また今後、認知症高齢者や中重度の要介護高齢者、一人暮らしの高齢者の増加も見込まれることから、それら的高齢者が住み慣れた地域で生活が維持できるように、地域の特性に応じた多様なサービスが適切に受けられる体制の介護施設の整備等を進めていく必要があります。

同時に、介護従事者の確保と定着が重大な課題であることから、これまでの取組を継続しつつ、多様な人材の参入促進を図るとともに、介護職員が定着するための環境整備を行うことで、介護職員の量的な確保を図る必要があります。あわせて、介護ニーズの高度化・多様化に対応できるよう、介護人材の質の向上を進めていく必要があります。

本計画では、こうした現状等をふまえ、以下の整備等を進めていきます。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型介護老人福祉施設 3施設 (87床)
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1事業所
- ・認知症高齢者グループホーム 5事業所 (54床)
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 4事業所 (31床)
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1事業所 (6床)
- ・県福祉人材センターの事業による介護事業所等への就職者数 550名
- ・認知症初期集中支援チーム設置市町数 29市町
- ・生活支援コーディネーター設置市町数 29市町

【昨年度から増額した事業】

○地域シニアリーダー育成研修事業

(高齢者団体が生活支援サービス活動を行うための研修に対する補助等)

(H28) 780千円 ⇒ (H29) 2,423千円

【主な新規事業】

○住民主体の自助・互助力を高める体操指導士養成事業

(自助・互助力の向上を目的として、住民自身を体操指導士として養成する事業に対する補助)

○総合支援事業における口腔機能向上提供体制整備事業

(口腔機能向上に係るマニュアル作成および、歯科医師、歯科衛生士への研修に対する補助)

- 三重県リハビリテーション情報センター人材育成研修事業
（リハビリテーション専門職の人材育成及び質の向上のための研修に対する補助）
- 市民後見人等の支援に関する研修事業
（「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨を学び、今後の後見支援のあり方を考える研修に対する補助）
- 労務・雇用管理に関する訪問相談事業
（社会保険労務士が、介護事業所の管理者に対し労働法関係法令の理解促進や人事マネジメントの構築, キャリアパスの構築等の相談・指導の実施に対する補助）